

令和5年
第3回定例会

市政報告

(附提案説明)

尾鷲市

(登壇)

(はじめに)

令和5年第3回定例会の開会にあたり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

(防災対策)

先ず、防災対策についてであります。

先月14日から15日にかけて襲来した台風7号では、最大瞬間風速37.9メートルの強い風により、倒木など様々な被害が発生いたしました。

避難者数は、ピーク時には59世帯73人を数え、更に15日未明に発生した停電では、市内世帯の半数を超える最大6,500戸にも及び、2日間以上停電が続いたところもございました。

加えて、賀田町、古江町では断水も発生し、古江町においては、給水車による給水活動を実施したところであります。

今回の台風災害に際し、被害に遭われた皆さまには、心よりお見舞いを申し上げます。

台風も含め、これらの自然災害からの被害を軽減するためには、これまで発生した災害から得られた教訓を的確に活かし、平常時より災害に対する備えを心がけ、発災時には自ら身の安全を守る「自助」とともに、地域住民が連携してお互いに助け合う「共助」の取り組みを、更に拡大させることが重要であります。

来月15日には、多くの自主防災会、自治会や消防団が協力し、本市全域被災者ゼロを目指す「尾鷲市防災訓練」を、全市民参加型で実施いたします。

市民の皆さまには、自宅での備蓄品の確認や、玄関先までの避難など、市民一人ひとりが実施可能な訓練も含めて、積極的な参加をお願い申し上げます。

また、去る6月25日には、古江町のアクアステーション周辺におきまして、尾鷲市関係機関合同災害対処訓練を実施いたしました。

警察、消防、自衛隊、海上保安部等、21機関300人を超える関係者の皆さまが参加し、情報伝達訓練や救出・救助訓練などを実施したことで、土砂災害に対する意識の向上、防災関係機関との連携強化を確認することができたものと実感しております。

次に、長年の懸案事項であります、津波避難タワーの整備計画についてであります。

建設場所の課題により、計画の見直しとなっていた「尾鷲北エリア」につきましましては、平成27年度に現東京大学の片田敏孝教授の監修のもと実施した、避難タワーの整備候補地を抽出する避難シミュレーションの結果を踏まえ、整備効果が大きく最適な場所として「旧中京銀行尾鷲支店」の用地を選定し、同用地への設置に向けた検討を進めております。

中京銀行様とは、昨年度から交渉を重ね、前向きに対応していただいております。今後、合意ができ次第速やかに、予算を含めた整備実行計画をお示しさせていただきたいと考えております。

また、「尾鷲南エリア」につきましましては、当初の計画どおり「旧矢浜保育園」への設置を計画しております。

この避難タワーを整備することにより、避難に時間を要する方や逃げ遅れた方が速やかに避難することが可能となるため、大変減災効果の高い事業であるものと確信しております。

今後におきましては、周辺地域住民の方のご理解を得るため、丁寧に説明してまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

(尾鷲総合病院について)

次に、尾鷲総合病院についてであります。

先ず、救急医療提供体制におきましては、本年4月から内科4名、外科1名、整形外科1名を増員したことにより、受け入れ件数は4月から7月の累計で、昨年度に比べ約230件増加し、三重紀北消

防組合からも管外搬送の件数は減少している、との報告を受けております。

また、増員した診療科におきましては、入院患者数は順調に伸びておりますが、コロナ前の入院患者数までは戻ることなく、稼働率50%前後で推移しております。

次に、尾鷲総合病院の経営についてであります。

新型コロナウイルス感染症の陽性患者の受け入れ病院として、医療スタッフが懸命に医療活動に従事した結果、令和2年度、3年度と、国からの補助金により大きく黒字を計上しており、本定例会に上程しております昨年度の決算におきましても、約5億6千万円の黒字を計上しております。

しかしながら、先ほど述べましたように、入院患者数はコロナ前に戻ることなく推移しており、今後は、人口推計、患者動態等から将来の利用率を見極め、病院規模の適正化、診療体制の再構築等を視野に入れた「公立病院経営強化プラン」を策定し、計画に基づく運営により、安定した経営を目指します。

なお、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行しておりますが、ウイルス自体の感染力が弱まった訳ではなく、お盆の前後から陽性患者数も増加したため、病院内の感染対策に引き続き取り組みながら、市民の皆さまに「身近な病院」として、安心して受診いただけるよう、医療提供体制を堅持してまいります。

(4 大イベントについて)

次に、本市の4大イベントについてであります

先ず、先月5日に開催いたしました「第70回おわせ港まつり」につきましては、4年ぶりの通常開催として実施をいたしました。

朝からの雨模様のなか、多くの来場者の方にご参加いただき、イタダキ市やステージイベントは全て開催することができました。

しかしながら、海上花火大会につきましては、天候不順による開始時刻の遅れと、花火の火種が海上の養殖筏^{いかだ}へ引火したことによる火災が発生し、消火活動を実施するために花火を中断してござい

たが、許可時刻の午後10時を過ぎてしまったため、残り2つのプログラムを残し、誠に遺憾ながら中止となった次第であります。

楽しみにしていただいております、市民の皆さま、及び来訪者の皆さまには、改めて心からお詫び申し上げます。

来年以降の開催に向けて、同様の事故が起こらないよう、これまで以上に十分安全に配慮し、実行委員会や関係機関とともに、大会運営について協議し、対応してまいります。

次に、秋のイベントとして「全国尾鷲節コンクール」、「おわせ海・山ツーデーウォーク」、「尾鷲磯釣大会」につきましては、実行委員会の皆さま、関係者の皆さまと開催の準備を進めておりますので、皆さまには奮ってご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（第31回バイブズミーティングの誘致開催）

次に、第31回バイブズミーティングの誘致開催についてであります。

本年11月3日から5日までの予定で、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地特設会場で開催されます「第31回バイブズミーティング三重」につきましては、主催者であるハーレー・ダビットソン専門雑誌「^{バイブズ}VIBES」を発行する有限会社 ^{げん}源 と、官民連携で組織された「2023バイブズミーティング三重実行委員会」において、現在、付帯事業等に係る検討を、鋭意進めているところであります。

本イベント実施にあたりましては、騒音など、危惧する声があることも報告を受けておりますが、全国のハーレーに乗るバイカー5千人から1万人が集まる大規模イベントを、本市で開催できるチャンスは、今回が最初で最後であると思っております。

また、全国のバイカーの皆さんに、本市をはじめ、東紀州地域を知っていただく上でも、またとない機会であり、このチャンスを最大限に活かし、集客交流人口の拡大による地域経済の活性化に結び付けていきたいと考えております。

そして、イベント当日は、本市に来驚されるバイカーの皆さんはもちろん、市民の皆さま、地域の皆さまも一緒になって楽しんでいただけるイベントに出来ればと考えております。

なお、イベント期間中は、騒音等で、特に会場周辺や沿線の皆さまにはご迷惑をおかけするかとはい思いますが、主催者からは午後9時以降のバイクでの外出禁止及び会場内でのエンジン始動の禁止、また、本市としてもバイカー達に「夢古道おわせ」などへ送迎バスを運行するなど、騒音対策にも取り組んでまいります。

本イベントを成功に導くためには、市民の皆さまのご理解とご協力が不可欠であると考えておりますので、切にお願い申し上げます。

(ふるさと納税事業)

次に、ふるさと納税事業についてであります。

本事業につきましては、「寄附者の納得感や達成感が本市への信頼や共感を生む」を旗じるしに、返礼品の魅力、寄附者へのきめ細やかな対応、使途の報告を丁寧に行い、寄附者の継続的な支援を得る取り組みを推進しております。

その結果、昨年度におきましては、寄附件数では県内3位の4万362人、寄附金額では県内7位の5億1,746万2千円の応援をいただく事ができました。

寄附額が増額した要因は沢山ありますが、なかでも事業者の皆さまの協力により、様々な返礼品の新規開発や地場産品のブラッシュアップ、丁寧な寄附者へのアプローチを行うことで、尾鷲の魅力が更に寄附者に伝わったものと確信しております。

また、本市を更に知っていただくきっかけづくりを目的とする「尾鷲市感謝企画」の一環として、「第70回おわせ港まつり」に皆さまをお招きし、迫力ある花火をご堪能いただきました。

また、ご来訪いただいた寄附者の方に、土井見世邸で尾鷲らしい干物などの特産品を提供し、地元事業者との交流を図ることができ、皆さまから、大変ご好評をいただいたところであります。

このような取り組みを通じて、活用事例を丁寧に情報発信することや本市の魅力発信に取り組むとともに、全国から届いた寄附者の願いや想いをしっかりと受け止め、事業者と寄附者とのつながりが継続するような商工振興の推進に加え、ふるさと納税事業をきっかけとした関係人口の創出と拡大を、更に力強く推進してまいります。

（生涯スポーツの推進）

次に、生涯スポーツの推進についてであります。

多目的スポーツフィールド整備事業として進めております「国市浜公園整備事業」につきましては、先月2日の行政常任委員会において、公園全体の造成計画や野球場の設計詳細等について報告させていただいたところでありますが、野球場の敷地に係る造成工事の積算が完了しましたので、本定例会に野球場の造成工事費を補正予算案として上程いたしました。

今後、野球場建設から順次工事を実施していく予定であり、本年度中に野球場土地造成工事を完了し、来年度、再来年度の2カ年で野球場の完成を目指してまいります。

次に、第2回定例会でお認めいただきました、「国市浜公園整備に係る避難路概略検討」につきましては、現地踏査、流域調査を終え、調査結果を踏まえた検討に着手しており、今後、段階的にお示しさせていただきますが、先月24日には、国市浜公園の予定地からの避難経路について、行政常任委員会でご視察いただき、皆さまから多くのご意見をいただきました。

国市浜公園整備におきましては、皆さまが安全・安心にご利用いただけるよう、ハード・ソフト両面からの対策を行い、津波による犠牲者を出さないよう、検討を進めてまいります。

今後も、円滑な「国市浜公園」の整備に向け、国・県・関係団体等との連携調整を図り、また、進捗状況について、随時、報告させていただきながら取り組みを進めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

(財政状況)

次に、本市の財政状況についてであります。

令和4年度決算における市税収入は、前年度比485万9千円の微減で留まりましたが、引き続き減少傾向となっております。

一方で、令和5年度の普通交付税につきましては、当初算定が37億1,269万1千円で、前年度算定と比べ7,331万3千円増加となっており、普通交付税の振替措置である臨時財政対策債が4,350万円減少したものの、合計では2,981万3千円の増加となりました。

また、財政調整基金につきましては、令和2年度及び前年度の普通交付税及びふるさと納税寄附額の増加等もあって積立額が増加し、令和4年度末残高は21億2,157万1千円となりました。

この基金残高につきましては、近年で最も減少した平成30年度末の7億2,605万4千円から約14億円増加したことになります。

ただし、平成30年度から5年間の財政状況の推移を見てみますと、三役報酬及び職員期末手当等の削減、あるいはふるさと納税寄附金を増加させるための取り組みなど、自助努力は行っているものの、財政構造的には、地方交付税など国の動向に大きく左右される体質に変わりはなく、本質的な改善までには至っていない状況でもあります。

しかしながら、後ほど報告させていただきます財政健全化判断比率のうち、実質公債費比率、将来負担比率は着実に改善してきており、これらについては、令和2年2月に策定した「尾鷲市財政健全化計画」に基づく取り組みも一つの改善要因であると考えております。

このように、現状においては比較的安定した財政状況であると判断しているところではありますが、今後、公共施設の大規模な耐震・長寿命化をはじめ、大規模事業による市債借入額の増加が見込まれることから、財政見通しをあらためて見直した上で、引き続き財政の健全化に取り組んでまいります。

(空家等対策)

次に、空家等対策についてであります。

昨年度に特定空家等に認定いたしました、市内中井町の物件につきましては、建物の破損が著しく、倒壊の危険性が高まっており、万が一倒壊した場合、隣接する住宅や市道に影響を及ぼす恐れがあることを踏まえ、先月21日に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第14条第10項の規定に基づき、本市で初めてとなる略式代執行を宣言し、解体に着手いたしました。

当該特定空家等は、相続放棄に伴い解体等の義務を負う者が確知できない、いわゆる所有者不存在の物件であり、本市が解体しない限り、地域住民の生命、財産、生活環境等を確保することができないため、略式代執行により解体することが望ましいと判断したものであります。

なお、特定空家解体工事につきましては、本年7月24日に落札事業者と契約を締結し、現在、解体工事を進めております。

今後とも、市民の皆さまの安全・安心な暮らしを実現していくため、所有者自らの責任において空家等の適正な管理に努めるよう啓発に取り組むとともに、特定空家等の発生予防に向けた対策を総合的に講じてまいりたいと考えております。

(提案説明)

続きまして、今回提案しております議案第39号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」から、議案第50号「令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの12議案につきまして説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第39号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、本市における放課後児童支援員の安定確保に努めるため、条例附則の一部を改正するものであります。

次に、3ページの議案第40号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、児童福祉法の規定に基づく「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、5ページの議案第41号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、7ページの議案第42号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決について」から、10ページの議案第45号「令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決について」までの4議案について、一括して説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算(第5号)主要事項説明の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で6億1,901万2千円、国民健康保険事業会計で1,950万2千円、後期高齢者医療事業会計で655万7千円をそれぞれ追加、

病院事業会計では、歳入で100万円を増額、歳出で37万7千円を減額し、これにより各会計を含めた予算総額を198億7,810万3千円とするものであります。

それでは、一般会計から説明いたします。

2ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

9款、地方特例交付金194万3千円の増額は、交付額の確定によるものであります。

10款、地方交付税は、普通交付税の交付額確定により、2億269万1千円を増額するものであります。

14款、国庫支出金4,190万3千円の増額は、国市浜公園野球場造成工事に対する社会資本整備総合交付金4,000万円の追加が主なものであります。

15款、県支出金2,395万3千円の増額は、本年度に創設されました、みえ子ども・子育て応援総合補助金2,341万5千円の追加が主なものであります。

17款、寄附金5万3千円の増額は、市内の2名の方からご寄附をいただいたものであります。

18款、繰入金330万7千円の増額は、主なものとして、みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金180万6千円、及び前年度精算金として、国民健康保険事業会計から120万9千円、後期高齢者医療事業会計から29万2千円をそれぞれ繰り入れるものであります。

19款、繰越金3億1,196万2千円の増額は、令和4年度決算に伴う繰越金であります。

20款、諸収入30万円の増額は、バイブズミーティング参加費の追加であります。

21款、市債3,290万円の増額は、多目的スポーツフィールド整備事業債4,100万円の追加、及び臨時財政対策債発行可能額の確定による900万円の減額が主なものであります。

次に、歳出であります。3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4 ページをご覧ください。

総務費の一般管理費は、庁内ネットワークの更新に伴い不要となるファイル無害化構築業務委託料 3 4 5 万 8 千円の減額が主なものであります。

また、庁舎管理経費は、福祉保健課空調設備改修工事請負費 1 2 7 万 8 千円の追加であります。

財産管理費は、基金積立金として、本補正に伴う財政調整基金積立金 4 億 6 , 9 1 3 万 1 千円のほか、前年度の基金充当事業の精算に伴うそれぞれの基金への積み戻し等であります。

交通安全対策費は、台風 7 号により破損したカーブミラー修繕料 8 8 万円の追加であります。

民生費は、各事業における前年度精算金の追加ほか、老人福祉費で、台風 7 号により破損した聖光園外壁等修繕料 2 7 万円の追加、及び 5 ページにあります生活保護総務費の生活保護システム改修委託料 1 0 1 万 2 千円の増額が主なものであります。

衛生費は、予防費で、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業国庫負担金等の前年度精算金 8 0 3 万 1 千円の追加が主なものであります。

農林水産業費は、管理費で、バイブズミーティング開催時の植樹に係る経費 3 0 万円の追加であります。

商工費の観光費につきましても、バイブズミーティング開催時の P R 等に係る経費 6 2 万 2 千円の追加のほか、台風 7 号により破損した夢古道おわせ厨房ガラス修繕料 7 万 3 千円の追加であります。

土木費は、公園費で、台風 7 号関連の経費としまして、大曾根公園トイレ樋等修繕料 2 4 万 4 千円、及び中村山公園等倒木撤去手数料 4 5 万 8 千円の追加のほか、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した中村山公園立木伐採業務委託料 1 2 3 万 5 千円の増額であります。

消防費は、非常備消防費で、台風 7 号により破損した消防団車庫

修繕料 29万7千円の追加であります。

6 ページをご覧ください。

教育費は、各項目において台風7号関連の修繕料を計上しているほか、小学校学校管理費で、給食センターの燃料費164万円、及び消耗品費64万円の増額、中学校学校管理費で、みえ子ども・子育て応援総合補助金を活用した、尾鷲中学校生徒用防災ヘルメット購入費159万5千円の追加、公民館費で、図書館の冷暖房機器借上料127万6千円の追加であります。

また、運動場管理費は、多目的スポーツフィールド整備事業に係る国市浜公園野球場造成工事請負費8,100万円の追加であります。

公債費は、令和4年度の起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で20万8千円の増額、公債費利子で53万1千円の減額であります。

7 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、1,950万2千円を追加し、歳入歳出総額を21億509万9千円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金1,856万3千円の増額、諸収入で、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業推進交付金」93万9千円の増額であります。

歳出は、総務費で、総合住民情報システム改修業務委託料372万9千円の追加、基金積立金で、財政調整基金積立金750万1千円の増額、諸支出金で、普通交付金及び特別交付金の前年度精算金として706万3千円の追加、及び事業費等の精算による一般会計繰出金120万9千円の増額により、合わせて827万2千円の増額であります。

8 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、655万7千円を追加し、歳入歳出総額を6億8,670万5千円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金655万7千円の増額であります。

歳出は、広域連合負担金626万5千円の増額、諸支出金で、事

務費等の精算による一般会計繰出金 29 万 2 千円の増額であります。

9 ページをご覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出のうち支出において、前年度取得した医療器械の資産額が確定したため減価償却費を減額することにより、医業費用を 8 万 7 千円減額するものであります。

医業外費用は、前年度に借り入れた企業債の利率が確定したことにより、29 万円減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入において、附帯設備整備事業債の増額により、企業債を 100 万円増額するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

1 件の追加であります。これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

次に、議案書に戻りまして、11 ページをご覧ください。

議案第 46 号「令和 4 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、13 ページの議案第 48 号「令和 4 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 3 議案につきましては、いずれも地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであり、会計管理者から説明いたさせます。

また、14 ページの議案第 49 号「令和 4 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と、15 ページの議案第 50 号「令和 4 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の 2 議案につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付するものであり、それぞれ病院事務長及び水道部長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

(会計管理者)

それでは、議案第46号「令和4年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第48号「令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計3議案につきまして、「令和4年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書」に基づき、それぞれの決算概要を説明いたします。

1 ページをご覧ください。

この表は「一般会計及び特別会計の決算総括表」であります。

各会計別に見ますと、一般会計では歳入歳出とも予算現額は同額の122億5,784万円に対し、歳入決算額は121億1,732万679円、予算現額に対する収入率は98.8%であります。

歳出決算額は117億9,499万6,198円で、執行率は96.2%となり、歳入歳出差引残額は、3億2,232万4,481円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の21億6,870万円に対し、歳入決算額は21億7,340万1,807円、予算現額に対する収入率は100.2%であります。

歳出決算額は21億5,483万7,742円、執行率は99.3%、歳入歳出差引残額は、1,856万4,065円であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の7億1,063万7千円に対し、歳入決算額は、7億1,056万5,548円、予算現額に対する収入率は99.9%であります。

歳出決算額は7億400万8,122円、執行率は99.0%、歳入歳出差引残額は、655万7,426円であります。

以上、令和4年度の決算総額は、予算現額151億3,717万7千円に対し、歳入決算額は、150億128万8,034円、予算現額に対する収入率は99.1%であります。

歳出決算額は146億5,384万2,062円、執行率は96.8%、歳入歳出差引残額は、3億4,744万5,972円であります。

次に、2ページをご覧ください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から、区分4の翌年度へ繰越すべき財源を差し引いたものが、区分5の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が1,036万1千円でございますので、これを差し引いた3億1,196万3,481円が実質収支額となり、令和5年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額1,036万1千円は、6月5日に開会されました、令和5年第2回定例会の「報告第1号」にて報告させていただきました、令和4年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額1億1,688万5千円の財源内訳における一般財源分であります。

特別会計については、翌年度へ繰越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3、4ページをご覧ください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要を歳入款別決算額調により、各款別の主なものについて説明いたします。

1款市税は、予算現額19億2,188万9千円に対し、調定額は20億5,557万8,541円、収入済額は19億7,077万7,481円、一般会計収入済額全体（構成比）の16.3%を占めております。

前年度との比較は485万9,059円の減少となっており、その主な要因は市民税の減収であります。

不納欠損額は404万5,376円、前年度との比較は51万7,271円の減少であります。

収入未済額は8,075万5,684円、前年度との比較は、123万4,337円の減少であり、収納率は95.8%であります。

2款地方譲与税の収入済額は8,286万8千円、前年度との比較は415万円の増加であります。

3款利子割交付金の収入済額は82万7千円、前年度との比較は67万5千円の減少であります。

4款配当割交付金の収入済額は1,254万6千円、前年度との比較は220万7千円の減少であります。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は901万円、前年度との比較は696万3千円の減少であります。

6款法人事業税交付金の収入済額は4,090万6千円、前年度との比較は1,499万3千円の増加であります。

7款地方消費税交付金の収入済額は4億2,545万8千円、前年度との比較は344万7千円の減少であります。

8款環境性能割交付金の収入済額は692万9,929円、前年度との比較は100万9,084円の増加であります。

次に、5、6ページをご覧ください。

9款地方特例交付金の収入済額は844万7千円、前年度との比較は1,392万9千円の減少であります。

これは、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減少等が要因であります。

10款地方交付税の収入済額は42億8,432万1千円、一般会計収入済額全体の35.4%を占めております。

前年度との比較は93万4千円の増加であります。

11款交通安全対策特別交付金の収入済額は133万9千円、前年度との比較は18万2千円の減少であります。

12款分担金及び負担金の収入済額は5,942万9,519円、前年度との比較は302万3,114円の減少であります。

収入未済額は177万7,080円、これは保育所入所保護者負担金であります。

13款使用料及び手数料の収入済額は1億1,261万7,778円、前年度との比較は56万2,842円の増加であります。

不納欠損額は1万8,300円で、し尿処理手数料過年度分であります。

収入未済額は959万7,317円、主なものは市営住宅使用料が883万9,500円、塵芥収集手数料が45万2,317円あります。

14款国庫支出金の収入済額は1億7,679万1,173円、前年度との比較は1億1,282万147円の減少であります。

これは主に民生費国庫補助金の減少によるものであります。

15款県支出金の収入済額は5億8,058万997円、前年度との比較は2,658万5,842円の増加であります。

これは主に農林水産業費県補助金の増加によるものであります。次に、7、8ページをご覧ください。

16款財産収入の収入済額は3,599万9,305円、前年度との比較は658万2,883円の増加であります。

これは、不動産売払収入等の増加によるものであります。

17款寄附金の収入済額は5億8,245万2,693円、前年度との比較は1億1,868万1,486円の増加であります。

これは、ふるさと応援寄附金等による総務費寄附金及び農林水産業費寄附金等の増加が主な要因であります。

18款繰入金の収入済額は6億5,947万5,437円、前年度との比較は7,557万4,973円の減少であります。

これは、財政調整基金繰入金、都市計画事業基金繰入金の減少が主な要因であります。

19款繰越金の収入済額は3億4,273万2,988円で、前年度との比較は3,172万6,202円の増加であります。

20款諸収入の収入済額は3億51万1,379円、前年度との比較は9,491万7,737円の増加であり、雑入としての折橋

墓地移転事業に伴う補償金及びスポーツ振興くじ助成金等の増加が主な要因であります。

収入未済額は1,031万4,435円、主なものは、生活保護法第63条、第78条及び第78条の2による返還金が980万9,883円であります。

21款市債の収入済額は8億2,330万円、前年度との比較は2億8,150万円の増加であります。

これは、教育債の増加によることが主な要因であり、目別の増減については備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額122億5,784万円に対しまして、調定額122億2,382万8,871円、収入済額は121億1,732万679円、前年度との比較は3億5,796万2,783円の増加となり、不納欠損額は406万3,676円、収入未済額は、1億244万4,516円、収入未済額の主なものは市税であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は98.8%、調定に対する収入割合は99.1%であります。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に予算現額と収入済額との比較で、各節の増減額50万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の31ページから36ページにかけて記載しておりますので後ほどご参照ください。

次に、9、10ページをご覧ください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものについて説明いたします。

1款議会費は、支出済額9,234万4,854円、前年度との比較は1,093万1,126円の減少であります。

この主な要因は、議員報酬等の減少によるものであります。

執行率は94.8%であります。

2 款総務費は、支出済額 2 4 億 1, 2 3 8 万 7, 6 2 8 円、前年度との比較は 3 億 3, 5 4 9 万 3, 3 0 0 円の減少であります。

主な要因は、総務管理費における財産管理費の減少によるものであります。執行率は 9 7. 5 % であります。

3 款民生費は、支出済額 3 5 億 2, 3 6 5 万 4, 6 7 3 円、前年度との比較は 1 億 8, 8 4 1 万 2 3 0 円の減少であります。

この主な要因は、社会福祉費における生活困窮者自立支援事業費及び児童福祉費における児童措置費の減少によるものであります。

執行率は 9 6. 1 % であります。

4 款衛生費は、支出済額 1 7 億 9 1 7 万 3 3 1 円、前年度との比較は 1 億 1, 7 8 3 万 3, 4 4 0 円の増加であります。

この主な要因は、環境衛生費の増加によるものであります。

執行率は 9 8. 3 % であります。

次に、1 1、1 2 ページをご覧ください。

5 款農林水産業費は、支出済額 4 億 3, 2 2 2 万 8, 4 7 0 円、前年度との比較は、1 億 1, 3 2 1 万 2, 6 0 9 円の増加であります。

この主な要因は、水産業費における漁港建設費の増加によるものであります。

翌年度繰越額は、水産基盤ストックマネジメント事業 1, 1 8 8 万円であります。

執行率は 9 4. 5 % であります。

6 款商工費は、支出済額 4 億 2, 2 6 1 万 8, 8 9 0 円、前年度との比較は 9, 0 9 1 万 3, 4 6 4 円の増加であります。

この主な要因は、商工費における商工振興費の増加によるものであります。

執行率は 9 7. 5 % であります。

7 款土木費は、支出済額 4 億 5, 2 7 6 万 3, 7 7 4 円、前年度との比較は 6, 0 8 7 万 5, 5 6 9 円の増加であります。

この主な要因は、道路橋梁費における道路維持費及び河川費の増加によるものであります。

翌年度繰越額 1, 490万6千円は、橋梁長寿命化修繕事業 85万8千円、急傾斜地崩壊対策事業 634万8千円であります。

執行率は 95.2%であります。

8款消防費は、支出済額 5億2,293万3,475円、前年度との比較は 3,623万1,439円の増加であります。

この主な要因は、消防費における非常備消防費の増加によるものであります。

執行率は 98.3%であります。

9款教育費は、支出済額 11億1,828万6,680円、前年度との比較は 4億8,660万6,166円の増加であります。

この主な要因は、教育総務費における事務局費の増加によるものであります。

翌年度繰越額 9,009万9千円は、矢浜小学校トイレ改修事業 589万6千円、尾鷲中学校多目的ホール空調設備改修事業 777万7千円、多目的スポーツフィールド整備事業 7,642万6千円であります。

執行率は 87.5%であります。

次に、13、14ページをご覧ください。

10款災害復旧費は、支出済額 97万9千円、前年度との比較は 80万800円の増加であります。

この主な要因は、公共土木施設災害復旧費の増加によるものであります。

執行率は 32.6%であります。

11款公債費は、支出済額 11億762万8,423円、前年度との比較は 673万2,459円の増加であります。

執行率は 99.9%であります。

12款予備費は、不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額 1 2 2 億 5, 7 8 4 万円に対し、支出済額は 1 1 7 億 9, 4 9 9 万 6, 1 9 8 円で、前年度との比較は 3 億 7, 8 3 7 万 1, 2 9 0 円の増加であります。

翌年度繰越額は 1 億 1, 6 8 8 万 5 千円、不用額は 3 億 4, 5 9 5 万 8, 8 0 2 円、執行率は 9 6. 2 % であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で 5 0 万円以上のものにつきましては、その主な理由を 3 7 ページから 4 4 ページにかけて記載しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、1 5 ページから 2 0 ページにつきましては、令和 4 年度一般会計歳入歳出決算の各種資料であります。

1 5、1 6 ページは、歳入・歳出款別決算額を円グラフで表したものであります。

1 7、1 8 ページは、歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものと、性質別経費を円グラフで表したものであります。

1 9、2 0 ページは、平成 2 0 年度から令和 4 年度までの国保・老人保健・後期高齢・公共下水各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合などの一部事務組合等への負担金について、支出状況をまとめたものですので、後ほどご参照ください。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要について説明いたします。

2 1、2 2 ページをご覧ください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

1 款国民健康保険税は、予算現額 3 億 5, 5 2 3 万 2 千円に対し、調定額は 4 億 4, 8 9 8 万 5 7 0 円、収入済額は 3 億 5, 8 3 2 万 2, 3 2 6 円、本特別会計収入済額全体の 1 6. 5 % を占めております。

前年度との比較は、2, 1 5 7 万 9, 4 8 5 円の減少であります。詳細は備考欄のとおりであります。

不納欠損額は321万4,847円、前年度との比較は、220万5,097円の増加であります。

収入未済額は8,744万3,397円、前年度より137万527円の増加であります。

収入率は100.8%、収納率は79.8%であります。

2款県支出金は、収入済額15億7,707万9,509円、本特別会計収入済額全体の72.6%を占めております。

前年度との比較は8,946万5,867円の減少であります。

この主な要因は、普通交付金の減少によるものであります。

3款財産収入は、基金運用収入8千円であります。

4款繰入金は、収入済額2億1,786万9,068円、前年度との比較は742万4,650円の増加であります。

この主な要因は、財政調整基金繰入金の増加であります。

5款繰越金は、前年度からの繰越金1,651万8,563円あります。

6款諸収入は、収入済額360万4,341円、主に、一般被保険者延滞金の収入であります。

前年度との比較は9万5,230円の減少であります。

収入未済額の3万9,123円は、一般分医療費返納金であります。

国庫支出金については、収入はありませんでした。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額21億6,870万円に対し、調定額22億6,409万9,174円、収入済額21億7,340万1,807円、不納欠損額321万4,847円、収入未済額8,748万2,520円あります。

収入率は100.2%、収納率は95.9%であります。

次に、23、24ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費は、支出済額5,182万3,601円、前年度との比較は6万319円の増加であります。

執行率は97.2%であります。

2款保険給付費は、支出済額15億3,330万4,393円、支出済額全体の71.2%を占めております。

前年度との比較は7,732万1,854円の減少であります。

この主な要因は、療養諸費における一般分療養給付費等の減少によるものであります。

執行率は99.5%であります。

3款国民健康保険事業費納付金は、支出済額4億8,104万1,566円、前年度との比較は3,134万7,311円の減少であります。

この主な要因は、一般被保険者医療給付費分納付金の減少によるものであります。

執行率は99.9%であります。

4款共同事業拠出金は、支出済額21円であります。

5款保健事業費は、支出済額2,372万8,665円、前年度との比較は349万1,708円の減少であります。

この主な要因は、疾病予防費、特定健康診査等事業費の減少によるものであります。

執行率は84.1%であります。

6款基金積立金は、支出済額6,122万2千円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は40万7千円の増加であります。

7款公債費につきましては、不執行であります。

次に、25、26ページをご覧ください。

8款諸支出金は、支出済額371万7,496円、前年度との比較は、1,954万3,523円の減少であります。

この主な要因は、保険給付費等交付金償還金の減少によるものであります。

執行率は76.1%であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は予算現額 2 1 億 6 , 8 7 0 万円に對しまして、支出済額は 2 1 億 5 , 4 8 3 万 7 , 7 4 2 円、前年度との比較は 1 億 3 , 1 2 3 万 7 , 0 8 6 円の減少であります。

不用額は 1 , 3 8 6 万 2 , 2 5 8 円、執行率は 9 9 . 3 % であります。

なお、歳入歳出各節 5 0 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、4 5 ページから 4 8 ページにかけて記載しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について、説明いたします。

2 7、2 8 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1 款後期高齢者医療保険料は、予算現額 2 億 2 , 2 6 7 万 2 千円に對し、調定額は 2 億 2 , 6 6 7 万 9 , 4 3 7 円、収入済額は 2 億 2 , 3 0 2 万 2 , 0 7 5 円、本特別会計収入済額全体の 3 1 . 4 % を占めております。

前年度との比較は 5 5 2 万 9 , 7 2 8 円の増加であります。

この主な要因は、普通徴収保険料の増加によるものであります。収入率は 1 0 0 . 1 %、収納率は 9 8 . 3 % であります。

不納欠損額は 2 5 万 6 , 7 0 6 円、収入未済額は 3 4 0 万 6 5 6 円であります。

2 款繰入金の収入済額は 4 億 3 , 4 7 9 万 3 , 7 9 3 円、前年度との比較は 1 0 3 万 5 , 4 6 8 円の減少であります。

この主な要因は、事務費繰入金の減少によるものであります。

3 款繰越金の収入済額は 5 6 9 万 3 , 4 7 6 円で、前年度からの繰越金であります。

4 款諸収入の収入済額は、4 , 7 0 5 万 6 , 2 0 4 円、前年度との比較は 2 , 9 0 2 万 9 , 1 4 3 円の増加であります。

この主な要因は、前年度精算金の増加によるものであります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額 7 億 1, 0 6 3 万 7 千円に対し、調定額は、7 億 1, 4 2 2 万 2, 9 1 0 円、収入済額は、7 億 1, 0 5 6 万 5, 5 4 8 円、不納欠損額 2 5 万 6, 7 0 6 円、収入未済額 3 4 0 万 6 5 6 円、収入率は 9 9. 9 %、収納率は 9 9. 4 %となりました。

次に、2 9、3 0 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1 款総務費の支出済額は 9 7 2 万 5, 5 7 5 円、前年度との比較は 1 5 1 万 6, 6 1 4 円の増加で、執行率は 9 7. 0 %であります。

2 款広域連合負担金の支出済額は、6 億 4, 7 0 7 万 9, 6 3 6 円、支出総額の 9 1. 9 %を占めております。

前年度との比較は 2 4 2 万 8, 0 6 3 円の増加で、この主な要因は、保険料等負担金の増加によるものであります。

執行率は 9 9. 0 %であります。

3 款諸支出金の支出済額は 4, 7 2 0 万 2, 9 1 1 円、前年度との比較は 2, 8 9 1 万 1, 3 8 3 円の増加で、この要因は、一般会計繰出金の増加であります。

執行率は 9 9. 0 %であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額 7 億 1, 0 6 3 万 7 千円に対しまして、支出済額 7 億 4 0 0 万 8, 1 2 2 円、不用額 6 6 2 万 8, 8 7 8 円、執行率は 9 9. 0 %であります。

なお、歳入歳出各節 5 0 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、4 9、5 0 ページに記載しておりますので、後ほどご参照ください。

以上、令和 4 年度尾鷲市一般会計及び 2 つの特別会計の歳入歳出決算の概要について説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書も後ほどご参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、行政常任委員会におきまして説明いたしますので、何卒、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

(病院事務長)

それでは、議案第49号「令和4年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきまして説明いたします。

まず、決算の説明の前に、令和4年度の病院稼働状況について、説明申し上げます。

令和4年度尾鷲市病院事業会計決算書の19ページの業務、1.業務量(1)稼働状況をご覧ください。

令和4年度の入院の延患者数は、一般病床が2万7,821人、療養病床が1万211人、合計、3万7,842人で、前年度と比較して9,491人減少しております。また、病床利用率は、一般病棟の病床数199床に対して38.3%、地域包括ケア病棟の療養病床数56床に対して49.0%、全体の病床利用率は40.7%で、前年度の利用率と比較して10.2ポイントの減となっております。

外来の延患者数は、8万3,661人で、前年度と比較して2,025人減少しております。

次に、20、21ページをご覧ください。

(2)科別患者取扱状況は、前年度対比で見ますと、入院では、外科が252人、産婦人科で454人、皮膚科で8人増加しておりますが、内科と整形外科がいずれも5,056人、眼科で69人、泌尿器科で24人減少しております。

また、外来では、脳神経内科が69人、産婦人科で193人、眼科で35人、精神科で22人、放射線科で859人、通所リハビリテーションで1,313人増加しておりますが、内科で2,209人、外科で139人、脳神経外科で114人、整形外科で1,539人、小児科で10人、耳鼻咽喉科で27人、皮膚科で458人、泌尿器科で20人減少しております。

それでは、令和4年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について、説明いたします。

1、2ページをご覧ください。

(1) 収益的収入及び支出の収入では、第1款、病院事業収益の予算額44億6,231万3千円に対し、決算額は、46億4,835万7,913円で、予算額に比べ1億8,604万4,913円の増であります。

次に、支出では、第1款、病院事業費用の予算額、41億4,570万4千円に対し、決算額は、40億8,378万5,658円で、不用額は6,191万8,342円であります。

次に、3、4ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入では、第1款、資本的収入の予算額5億911万2千円に対し、決算額は、5億1,151万円で、予算額に比べ239万8千円の増であります。

次に、支出では、第1款、資本的支出の予算額6億7,379万2千円に対し、決算額は、6億6,370万1,011円で、不用額は1,009万989円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億5,219万1,011円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額77万6,637円及び過年度分損益勘定留保資金1億5,141万4,374円で補てんいたしました。

次に、5、6ページの損益計算書をご覧ください。

1 医業収益は、27億4,527万534円、2 医業費用は、38億9,928万8,943円で、医業損失は、11億5,401万8,409円であります。

3 医業外収益は、18億9,444万2,744円、4 医業外費用は、1億7,712万4,602円で、医業外収支は、17億1,731万8,142円であります。

この額から医業損失を差し引いた5億6,329万9,733円が経常利益であります。

5 特別利益は、1 7 万 6 6 0 円、6 特別損失は、3 4 万 6 千円で、
経常利益からこの収支差を差し引いた当年度純利益は、5 億 6 , 3
1 2 万 4 , 3 9 3 円であります。

これに、前年度繰越欠損金 1 2 億 6 , 3 2 2 万 1 , 2 2 6 円を加
えた当年度未処理欠損金は、7 億 9 万 6 , 8 3 3 円となり、この額
を翌年度に繰り越しするものであります。

次に、7、8 ページの剰余金計算書をご覧ください。

資本金の当年度末残高は、前年度末残高と同額の 2 億 8 5 万 6 ,
0 9 5 円であります。

次に、資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金の当
年度末残高は、前年度末残高と同額のそれぞれ 3 , 1 3 0 万 9 , 4
1 2 円、1 , 8 2 7 万 6 , 6 5 0 円、1 億 6 , 6 9 6 万 3 , 7 6 2
円であります。

その他資本剰余金は、非償却資産分に係る一般会計からの元金償
還繰入金 1 , 2 1 6 万 6 千円により、当年度末残高は、2 6 億 3 ,
3 1 9 万 6 , 4 2 1 円であります。

これらを合計した資本剰余金の当年度末残高は、2 8 億 4 , 9 7
4 万 6 , 2 4 5 円であります。

次に、利益剰余金は、当年度純利益 5 億 6 , 3 1 2 万 4 , 3 9 3
円により、当年度末残高は、マイナス 7 億 9 万 6 , 8 3 3 円であり
ます。

次に、7 ページ下段の欠損金処理計算書をご覧ください。

いずれも、当年度処分額はありませぬので、資本金の処分後残高
は、2 億 8 5 万 6 , 0 9 5 円、資本剰余金の処分後残高は、2 8 億
4 , 9 7 4 万 6 , 2 4 5 円、未処理欠損金の処分後残高は、マイナ
ス 7 億 9 万 6 , 8 3 3 円あります。

次に、9 ページから 1 1 ページまでの貸借対照表について、説明
いたします。

まず、9 ページ、資産の部をご覧ください。

1 固定資産の（１）有形固定資産は、イからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額の差し引きと、トの建設仮勘定を合わせた３２億８５１万６，５７２円であります。

（２）無形固定資産は、３２７万９，２００円であります。

（３）投資その他の資産は、４５５万２，６６０円で、これら固定資産合計は、３２億１，６３４万８，４３２円であります。

次に、２流動資産は、（１）現金預金、（２）未収金、（３）貯蔵品を合わせた流動資産合計、２４億６，１８９万６，９５３円であります。

固定資産、流動資産を合わせた資産合計は、５６億７，８２４万５，３８５円であります。

次に、１０ページ、負債の部をご覧ください。

3 固定負債の（１）企業債は、令和６年度以降償還予定の企業債１６億５，１６４万９，７７０円であります。

（２）引当金は、退職給付引当金として本年度までに計上した６億２，９８７万１，５３４円で、固定負債合計は、２２億８，１５２万１，３０４円であります。

4 流動負債の（１）一時借入金はございません。

（２）企業債は、令和５年度償還予定の５億２，４５６万７，６４９円であります。

（３）未払金は、１億７，７５６万５，８９９円であります。

（４）引当金は、イ賞与引当金、ロ法定福利費引当金で、引当金合計は、１億３，１１３万３，８９０円であります。

（５）その他流動負債は、１，３１６万９，０７４円で、流動負債合計は、８億４，６４３万６，５１２円であります。

5 繰延収益は、収益化累計額を差し引きした長期前受金が、１億９，９７８万２，０６２円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、３３億２，７７３万９，８７８円であります。

次に、１１ページ、資本の部をご覧ください。

6 資本金は、２億８５万６，０９５円であります。

7 剰余金の（1）資本剰余金は、イ受贈財産評価額、ロ寄附金、ハ国県補助金、ニその他資本剰余金を合計した28億4,974万6,245円であります。

（2）欠損金は、イ当年度未処理欠損金と同額の7億9万6,833円となり、これを資本剰余金から差し引いた21億4,964万9,412円が剰余金合計であります。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は、23億5,050万5,507円、負債の部と合わせた負債資本合計は、56億7,824万5,385円で、9ページの資産合計額と同額であります。

次に、12、13ページには、会計処理の基準及び手続きを注記として記載しております。

以上、議案第49号「令和4年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」の説明とさせていただきます。

なお、決算書の14ページ以降に、決算附属書類を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（降壇）

(登壇)

(水道部長)

それでは、議案第50号「令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきまして説明申し上げます。

まず、議案の説明に入る前に、令和4年度の水道事業の概況について、説明いたします。

「令和4年度尾鷲市水道事業会計決算書」の13ページをご覧ください。

令和4年度の給水戸数は8,928戸で前年度に比べて139戸の減であり、普及率は99.9%でございます。

年間総給水量は340万6,684立方メートル、前年度と比較すると給水量で4万3,784立方メートルの増、有収水量で12万6,234立方メートルの減となっております。有収率は減少しており原因は老朽給水管からの漏水によるものが主な要因と考えられます。毎日の給水量の状況確認により、給水過多の地域が見受けられる場合には、職員による漏水調査を実施し、また毎年計画的に実施している管路診断業務委託により漏水箇所を発見し、漏水修繕を実施することにより漏水量を減少させるよう努めております。

「建設改良と維持管理」につきましては、上水道において北浦西町、大曾根、泉町地内の配水管布設替工事を実施いたしました。

簡易水道においては、須賀利、賀田、曾根、三木里地内の配水管布設替工事、九鬼地内配水管改良工事、賀田第1(南)浄水場設備取替工事(機械設備その2)、三木浦配水池他テレメータ取替工事を実施いたしました。

次に、経理状況であります。収益的収支では、「事業収益」4億5,155万7,580円に対し「事業費用」4億7,139万7,851円で、差し引き1,984万271円の純損失を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款「水道事業収益」予算額4億9,393万8千円に対し、決算額は4億8,966万8,738円で、予算額を426万9,262円下回っております。

次に、支出の第1款「水道事業費用」予算額5億2,130万6千円に対し、決算額は5億324万3,543円で、1,806万2,457円の不用額を生じております。

続きまして、3ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款「資本的収入」予算額6,192万3千円に対し、決算額は5,682万3,700円で、予算額より509万9,300円下回っております。

次に、支出の第1款「資本的支出」予算額3億1,647万7千円に対し、決算額は3億1,197万546円であり、不用額は450万6,454円となりました。資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額、2億5,514万6,846円は、下段に記述してありますように当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額611万4,466円、当年度分損益勘定留保資金1億7,157万7,413円、減債積立金7,745万4,967円で補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書をご覧ください。

1.「営業収益」3億8,263万7,841円から2.「営業費用」4億3,414万4,872円を差し引いた、5,150万7,031円が営業損失で、これに3.「営業外収益」6,891万9,739円を加え、4.「営業外費用」3,668万2,883円を減額しますと、経常損失は1,927万175円となります。

この経常損失から、6.「特別損失」57万96円を増額した、1,984万271円が、当年度純損失となります。

これに前年度繰越利益剰余金2億5,552万737円と、減債積立金の取り崩しにより発生した「その他未処分利益剰余金変動額」

7, 745万4, 967円を加えた3億1, 313万5, 433円が、当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書をご覧ください。

「資本金」当年度末残高は20億8, 441万8, 459円となっております。

「剰余金」の内、「資本剰余金」につきましては、前年度末残高と同額の4, 682万388円となります。

「利益剰余金」につきましては、「減債積立金」を7, 000万円積み立て、補填財源として使用した7, 745万4, 967円を減額した1億3, 774万1, 448円が当年度末残高となり、積立金の使用額と同額が「未処分利益剰余金」に計上されます。

「建設改良積立金」は前年度末残高と同額となります。

「未処分利益剰余金」の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金3億1, 313万5, 433円で、「利益剰余金合計」は、5億2, 731万2, 837円となります。

次に、7ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書（案）につきましては、利益の処分について本議案において一括してご審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金3億1, 313万5, 433円のうち、減債積立金として7, 000万円を積み立て、減債積立金の取り崩しに伴い発生した「その他未処分利益剰余金変動額」と同額分7, 745万4, 967円を資本金へ組入れ、残額の1億6, 568万466円を翌年度へ繰越するものでございます。

次に、8ページから10ページまでの貸借対照表について、説明いたします。

まず、8ページの資産の部であります。1.「固定資産」は(1)「有形固定資産」から(3)「投資その他の資産」までの合計で46億7, 984万1, 364円であります。

2. 「流動資産」は、(1) 「現金預金」から(4) 「その他流動資産」までの合計で、6億1,655万6,661円で、「資産合計」は52億9,639万8,025円となります。

次に、9ページの負債の部であります。3. 「固定負債」は(1) 企業債と(2) 引当金の合計で、20億3,440万7,865円となります。

4. 「流動負債」は(1) 企業債から(4) その他流動負債までの合計2億8,256万9,405円となり、5. 「繰延収益」3億2,086万9,071円を合わせた「負債合計」は26億3,784万6,341円となります。

次に、10ページの資本の部であります。6. 「資本金」は、20億8,441万8,459円となり、7. 「剰余金」は、(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金の合計5億7,413万3,225円で、合わせた「資本合計」は26億5,855万1,684円となります。

負債資本の合計は、52億9,639万8,025円となり、8ページ下段「資産合計」の額と一致しております。

次の、11ページ、12ページは、会計処理の基準及び手続きを注記として明示しております。

以上で議案50号「令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の説明といたします。

なお、決算書の13ページから30ページまで決算付属書類を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、人事案件について説明いたします。

議案書の16ページをご覧ください。

議案第51号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、「北裏 佳代（きたうら かよ）」氏の任期が、本年9月30日に任期満了となることから、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見を有している「北裏 佳代」氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、報告案件について説明いたします。

先ず、議案書の18ページをご覧ください。

報告第3号「令和4年度健全化判断比率及び令和4年度資金不足比率の報告について」につきまして説明いたします。

これにつきましては、本市の令和4年度決算について「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告させていただくものであります。

詳細につきましては、19ページのとおり「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」において、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

以上をもちまして、報告第3号「令和4年度健全化判断比率及び令和4年度資金不足比率の報告について」の説明とさせていただきます。

次に、20ページの報告第4号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和4年度事業報告及び決算について」につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであり、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

(生涯学習課長)

それでは、報告第4号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和4年度事業報告及び決算について」につきまして報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

「令和4年度事業報告及び決算」の1ページをご覧ください。

尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的や、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

2ページ、3ページには、令和4年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載させていただいております。

次に、4ページをご覧ください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり合計24,175人で、前年度とほぼ同じ(24,126人)来館者数となっております。

次に、5ページには催物別利用状況を記載させていただいております。

次に、6ページをご覧ください。

これは、本振興会が主催及び共催した事業であります。

「コンサート、映画、共催事業として尾鷲節コンクールや教育フェスティバル、せぎやま倶楽部の発表会」など、計9回の事業を実施しております。

次に、7ページの貸借対照表をご覧ください。

I資産の部ですが、1流動資産と2固定資産を合計した資産合計は4,270万224円で、II負債の部では、負債合計が176万8,114円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額4,093万2,110円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、８ページの正味財産増減計算書は、正味財産の年度内の増減を表す計算書類で、(１)経常収益の内訳は、①基本財産運用益が 6,612円、これは基本財産受取利息であります。

次に、②事業収益が 850万2,037円で、内訳といたしまして、入場料収益が 197万4,266円、刊行物等販売収益が 6万6,361円、これは、自動販売機売捌手数料であります。

貸館利用料収益は 646万1,410円となっております。

次に、③雑収益が 370円、これは来館者のコピー代等で、次に、④管理受託収益 4,787万2,000円は、尾鷲市との委託契約に基づく管理受託収益であります。

以上、経常収益計は 5,638万1,019円となり、前年度と比較しますと 215万9,940円の増額となります。

増額の主な要因としましては、コンサート等の自主事業が増えたことによる入場料収入の増額です。

次に、(２)経常費用の①事業費をご覧ください。

このうち主な事業経費といたしましては、給料手当 479万5,646円は職員1名分の給料、臨時雇用賃金 820万9,068円は職員3名分、福利厚生費 209万1,488円は職員4名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費 1,083万6,945円、賃借料 80万901円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画上映賃借料等あります。

委託費 1,827万6,658円は、自主事業公演委託料及び会館保守管理業務委託費であります。

事業費計は 5,014万3,472円となります。

増額の主な要因としましては、大ホールの利用増加に伴う光熱水費、自主事業実施が増えたことによる委託費の増額です。

次に、②管理費をご覧ください。

このうち主なものは、職員1名分の臨時雇用賃金 282万1,926円あります。

次のページ、委託費 1 2 9 万 2 , 9 5 8 円は、会館保守管理業務委託費であります。

①事業費と②管理費を合わせた経常費用計につきましては 5 , 6 7 2 万 1 , 6 7 7 円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額、マイナス 3 4 万 6 5 8 円が当期経常増減額となります。

この当期経常増減額から法人税、住民税及び事業税 3 4 万 7 , 1 0 0 円を差し引いた、マイナス 6 8 万 7 , 7 5 8 円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高 4 , 1 6 1 万 9 , 8 6 8 円を加えますと、一般正味財産期末残高は 4 , 0 9 3 万 2 , 1 1 0 円となり、7 ページの貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、1 0 ページから 1 1 ページまでは、ただいま説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成 2 5 年度からは公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は、公益目的事業を実施する会計であり、文化振興会が実施する自主事業及び尾鷲中学校文化祭等の共催事業並びに貸館事業等に係る会計でございます。

公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が 5 0 % を超えることとされており、前年度の公益比率は 6 9 . 2 % (令和 3 年度 : 7 7 . 1 %) ですので、公益目的を果たしているものであります。

次に、収益事業等会計は、主に営利を目的とした貸館に係る会計であり、法人会計は文化会館の維持管理をするための文化振興会の運営等に係る会計であります。

次に、1 2 ページには財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。

基本財産の定期預貯金 3, 0 0 0 万円、及び特定資産の普通預金 6 9 9 万 5 4 5 円は、ご覧の金融機関に預貯金されております。

次に、1 3 ページは固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、1 4 ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

資産の部では、流動資産合計 5 6 9 万 9, 5 1 4 円と固定資産合計 3, 7 0 0 万 7 1 0 円を合わせた資産合計は 4, 2 7 0 万 2 2 4 円であります。

Ⅱ負債の部では、負債合計が 1 7 6 万 8, 1 1 4 円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は 4, 0 9 3 万 2, 1 1 0 円となります。

次に、1 5 ページには、5 月 2 7 日に実施されました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第 4 号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和 4 年度事業報告及び決算について」の報告とさせていただきます。

(降壇)